

#### 職員の退職手当に関する条例の一部改正について

##### 1 条例の改正理由

退職手当制度の一層の適正化を図り、もって公務に対する県民の信頼確保に資するため、退職手当について新たな支給制限及び返納の制度を設ける。

##### 2 条例の概要

###### (1) 職員の退職手当に関する条例の一部改正

ア 退職手当支払後に、在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為があったと認められた場合、退職をした者に退職手当の返納を命ずることができることとする。

イ 退職後、退職手当支払前に在職期間中の懲戒免職処分を受けるべき行為があったと認められた場合には、退職手当の支給を制限することができることとする。

ウ 在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為があったと認められた場合で、既に当該職員が死亡しているときには、支払前であれば遺族等に対する退職手当の支給を制限し、支払後であれば遺族等に返納を命ずることができることとする。

エ 退職手当の支給制限に際しては、非違の性質などを考慮して退職手当の一部を支給することが可能な制度を創設する。返納についても、一部を返納させることが可能な制度を創設する。

オ 処分を受ける者の権利保護を図る観点から、懲戒免職処分を受けるべき行為があったことを認めたことによる支給制限、すべての返納命令を行う際には、人事委員会に諮問することとする。

###### (2) 関係条例の一部改正

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例等について、所要の規定の整備を行う。

###### (3) 施行期日等

ア 施行期日は、公布日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

#### 鳥取県収用委員会の求めに応じ出頭する鑑定人又は参考人の手当に関する条例の一部改正について

##### 1 条例の改正理由

土地収用法及び土地収用法施行令の改正により、仲裁の手續に要する費用の負担に関する規定が定められたこと等に伴い、所要の改正を行う。

##### 2 条例の概要

(1) 題名を土地収用法等に基づく鑑定人及び参考人の旅費及び手当に関する条例に改める。

(2) この条例の趣旨として、仲裁手續における鑑定人及び参考人の旅費及び手当の額等を定めることを加える。

(3) 参考人の手当の額を1日につき10,200円(現行 1,200円をこえない範囲において、知事がある日定める額)とする。

(4) 鑑定人及び参考人の旅費の額及び支給方法を定める。

(5) 仲裁手續に要する費用の負担に関する規定が定められたこと等に伴い、所要の規定の整備を行う。

(6) 施行期日は、公布日とする。

#### 鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部改正について

##### 1 条例の改正理由

鳥取空港国際会館の利用を促進するため、特別待合室を応接以外の目的で使用する場合における使用料を引き下げる。

##### 2 条例の概要

(1) 応接以外の目的で特別待合室を使用する場合(空港の旅客ターミナル施設としての利用をする場合を除

く。)の使用料を全室1時間につき460円(国際交流のための利用にあつては、230円)に引き下げる。

(現行)

国際交流のための利用 全室1時間につき2,630円、2分の1室1時間につき1,580円

その他の利用 全室1時間につき5,250円、2分の1室1時間につき3,150円

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、公布日とする。

#### 鳥取県手数料徴収条例の一部改正について

##### 1 条例の改正理由

(1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行に伴い、長期優良住宅建築等計画(以下「計画」という。)の認定等に関する事務について手数料を新たに徴収する。

(2) 薬事法の改正に伴い、医薬品の販売又は授与の相手方変更の許可に係る手数料を廃止する等の改正を行う。

(3) 組織改正に伴い、依頼を受けて行う魚類に係る疾病の検査又は各種証明書の交付に係る手数料について定める等所要の改正を行う。

##### 2 条例の概要

(1) 計画の認定等に関する事務について、次のとおり新たに手数料を徴収する。

事務の区分		手数料の額	
ア 認定 基準適 合証の 添付が ない計 画の認 定又は 変更認 定	一戸建ての住宅	1件につき49,000円	
	一戸 建て 以外 の住 宅	床面積が500平方メートル以下のもの	1件につき99,000円
		床面積が500平方メートル超1,000平方メートル以下のもの	1件につき159,000円
		床面積が1,000平方メートル超3,000平方メートル以下のもの	1件につき314,000円
		床面積が3,000平方メートル超5,000平方メートル以下のもの	1件につき563,000円
		床面積が5,000平方メートル超10,000平方メートル以下のもの	1件につき968,000円
		床面積が10,000平方メートル超20,000平方メートル以下のもの	1件につき1,791,000円
		床面積が20,000平方メートル超30,000平方メートル以下のもの	1件につき2,559,000円
床面積が30,000平方メートル超のもの	1件につき3,135,000円		
イ 認定 基準適 合証の 添付が ある計 画の認 定又は 変更認 定	一戸建ての住宅	1件につき11,000円	
	一戸 建て 以外 の住 宅	床面積が500平方メートル以下のもの	1件につき23,000円
		床面積が500平方メートル超1,000平方メートル以下のもの	1件につき37,000円
		床面積が1,000平方メートル超3,000平方メートル以下のもの	1件につき63,000円
		床面積が3,000平方メートル超5,000平方メートル以下のもの	1件につき121,000円
		床面積が5,000平方メートル超10,000平方メートル以下のもの	1件につき228,000円
		床面積が10,000平方メートル超20,000平方メートル以下のもの	1件につき423,000円
		床面積が20,000平方メートル超30,000平方メートル以下のもの	1件につき603,000円
床面積が30,000平方メートル超のもの	1件につき718,000円		
ウ ア又はイの申請に併せて、建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係の規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があったもの	ア又はイに定める額に、鳥取県建築基準法施行条例で定める金額に相当する額を加算した額		
エ 住宅の譲受人を決定した場合における計画の変更の認定	1件につき3,000円		
オ 計画の認定を受けた者の地位の承継の承認	1件につき3,000円		

(2) 魚類に係る疾病の検査等に係る手数料について、次のとおり定める。

事務の区分	手数料の額
ア コイヘルペスウイルス病の検査	1回につき13,700円

イ コイ春ウイルス血症 の検査	(ア) ウイルス分離検査	1回につき20,300円
	(イ) 間接蛍光抗体法検査	1回につき13,500円
	(ウ) 逆転写ポリメラーゼ連鎖反応検査	1回につき13,400円
ウ アユ冷水病の検査		1回につき28,600円
エ 魚類に係る疾病の検査に関する証明書の交付		1件につき420円

- (3) 医薬品の販売又は授与の相手方変更の許可に係る許可証の書換交付及び再交付について、当該許可証の有効期間内に限り、引き続き同額の手数料を徴収することとする。
- (4) 医薬品の販売又は授与の相手方変更の許可に係る手数料を廃止する。
- (5) 施行期日等
- ア 施行期日は、公布日とする。
- イ 鳥取県栽培漁業センター手数料徴収条例は、廃止する。

#### 鳥取県警察本部の内部組織に関する条例の一部改正について

##### 1 条例の改正理由

警察法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

##### 2 条例の概要

- (1) 警務部の所掌事務に、被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関することを加える。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、公布日とする。